

## 一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構定款

- 第1章 総則
- 第2章 目的及び事業
- 第3章 会員
- 第4章 総会
- 第5章 役員
- 第6章 理事会
- 第7章 委員会
- 第8章 資産及び会計
- 第9章 定款の変更及び解散
- 第10章 公告の方法
- 第11章 事務局
- 第12章 雑則
- 附則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人認定介護福祉士認証・認定機構と称する（以下、この法人を「機構」という。）。

(事務所)

第2条 機構は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 機構は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 機構は、関係団体との連携のもとに認定介護福祉士の認定事業を創設し、認定介護福祉士の認定及び認定介護福祉士の認定事業の対象となる研修を認証することで、介護福祉士の質の向上を図り、もって我が国における介護サービスの高度化に対する社会的な要請に応えることで国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 機構は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 認定介護福祉士の認定に係る事業

- (2) 認定介護福祉士の認定要件となる研修の認証に係る事業
  - (3) 認定及び研修認証に関する調査研究事業
  - (4) その他機構の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

### 第3章 会員

#### (機構の構成員)

第5条 機構に次の会員を置く。

#### (1) 正会員

機構の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体

#### (2) 賛助会員

機構の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)上の社員とする。

#### (会員の資格の取得)

第6条 機構の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

#### (経費の負担)

第7条 機構の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

#### (任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき
- (2) 機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

#### (会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資

格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回招集するほか、必要がある場合に随時招集する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を会日とする臨時総会の招集の通知を遅滞なく発しなければならない。
- 4 総会を招集するには、正会員に対し、会日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人たる正会員は代理権を証明する書面を機構に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は総会ごとに行わなければならない。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には議長及び総会において正会員の中から選任された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 機構に次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法第 90 条第 3 項の代表理事とし、副理事長をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、機構を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会にて別に定めるところにより、機構の業務を分担執行する。

4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、その職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、機構の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、理事又は監事が欠けることになるとき、又は第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は原則として無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の決議により定める。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 機構に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 機構の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の 7 日前までに会議の日時、場所、目的その他の必要な事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知し

た場合は、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条第 4 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 7 章 委員会

(委員会の設置)

第 36 条 機構に第 4 条に定める事業を達成するために必要に応じて、理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者等から理事会にて、定数、任期等を定め、選出する。

3 委員会は理事会等の諮問に応え、必要な参考意見を提示する。

4 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 機構の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 機構の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 機構の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(剰余金の分配)

第41条 機構は、剰余金の分配を行うことはできない。

(解散)

第42条 機構は、総会の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 機構が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 機構の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第11章 事務局

(設置等)

第45条 機構の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事長が別に定める。

## 第12章 雑則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、機構の運営に必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。



## 附則

(最初の事業年度)

第1条 機構の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(設立時の役員)

第3条 機構の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	石橋	真二
設立時理事	鈴木	千寿子
設立時理事	大島	伸一
設立時理事	太田	貞司
設立時理事	大橋	正行
設立時理事	柿本	貴之
設立時理事	佐藤	優治
設立時理事	渋谷	篤男
設立時理事	諏訪	徹
設立時理事	栃本	一三郎
設立時理事	平川	博之
設立時理事	本名	靖
設立時理事	山口	保
設立時理事	山田	尋志
設立時代表理事	大島	伸一
設立時監事	朝倉	京子
設立時監事	村田	幸子

(設立時の社員の名称及び住所)

第4条 機構の設立時の社員の名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区内神田2-5-3

設立時社員 一般社団法人全国介護事業者協議会

住 所 東京都港区芝公園2-6-15

設立時社員 公益社団法人全国老人保健施設協会

住 所 東京都港区虎ノ門1-22-13

設立時社員 公益社団法人日本介護福祉士会

住 所 東京都千代田区霞が関3-6-14

設立時社員 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会

住 所 東京都千代田区霞が関3-3-2

設立時社員 社会福祉法人全国社会福祉協議会